

令和4年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(令和4年2月15日)

令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和4年2月8日(火)

○告示年月日 令和4年2月8日(火)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和4年2月15日(火) 午後1時27分

○閉 会 令和4年2月15日(火) 午後3時45分

○出席議員(14名)

1番	谷口 雄一	2番	炭本 範子
3番	西山幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	6番	岡田 勇
7番	青木 敏	8番	岡田 三郎
9番	山口 亘	10番	大倉 博
11番	岡田 泰正	12番	三原 和久
13番	森本 隆	14番	梅本 章一

○会議録署名議員

5番	由本 好史	6番	岡田 勇
----	-------	----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	杉浦 正省	理事(木津川市長)	河井 規子
理事(笠置町長)	中 淳志	理事(和東町長)	堀 忠雄
理事(南山城村長)	平沼 和彦		
会計管理者(精華町会計管理者)	上野 靖		

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 2 号 相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 号 令和 3 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 8 議案第 4 号 令和 3 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 5 号 令和 4 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について
- 第 1 0 議案第 6 号 令和 4 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について

令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

令和4年2月15日（火）

大谷処理場 会議室

（午後1時27分 開会）

○議長 それでは、お時間少し早いですけども、全員おそろいようですので、始めたいと思います。

 ただいまの出席議員は全員で定数に達しております。これより、令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

 本定例会に傍聴の申し出がありますので、議長において、これを許可します。広報用として、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

 それでは、代表理事から挨拶を受けます。杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 皆さん、こんにちは。議員の皆様には、日頃は大変お世話になっております。代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げますが、その前に申し訳ないです。私個人のことではありますが、去る1月31日にPCR検査で陽性という判明が出ました。2月9日まで約10日間ですけれども、自宅療養をしておりました。その間につきましては、議員の皆様をはじめ、関係各位の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

 これからは健康に十分に留意して、これからも頑張ってまいりますので、どうか一つよろしく願い申し上げます。

 さて、本日は令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かと大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

 平素は当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

 さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株の感染力の強さにより、新規感染者数も急激に増加しております。

 御承知のとおり、現在国会では、一般会計の総額が107兆6,000億円余りに上る来年度予算案が審議されております。

 令和4年度予算のうち、地方交付税交付金等は、総額で664億円の減少となっております。私たち地方自治体を取り巻く環境も、引き続き厳しい状況が続いております。

 また、構成市町村の財政は、社会福祉関係経費の増加や、新型コロナ対策等、引き続き非常に厳しい状況が続いております。

このような中、財源の約70%が構成市町村の分担金である本組合といたしましては、事務の効率化を図りながら、効果的な運営を目指し、積極的なコスト削減を図る一方、し尿処理事業を中心に、消費生活センターや休日応急診療所の運営など、住民生活における安心に直接つながる事業を進めているところでございます。

それでは、前回の議会以降の本組合の主な取組の報告でございますが、本定例会から事前に送付させていただいた、令和4年第1回定例議会業務報告、広域圏事業の今後のあり方検討会最終報告書、そして本日配付いたしました、相楽郡広域事務組合大谷処理場長期包括的運営委託方式導入可能性調査報告書の資料の配付をもって、報告とさせていただきます。

さて、本定例会に提案いたします議案は、令和4年度一般会計予算及び特別会計予算など、6件でございます。

慎重なる御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、5番議員、由本好史議員、6番議員、岡田勇議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月4日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

議会運営委員長から、去る2月4日に開催した議会運営委員会での議会運営に関する申合せ事項の改正内容について、報告の申出がありますので、これを許可します。

議会運営委員会、山口委員長。

○山口委員長 9番、山口でございます。

先日の議会運営委員会での報告をさせていただきます。

去る2月4日に開催いたしました議会運営委員会において審議しました、「議会運営に関する申し合わせ事項」の改正内容について報告いたします。

この改正内容につきましては、事前に送付させていただいておりますが、一般質問に関する事項の（１）質問を行うことができる者についてでございます。改正前は、「各市町村の代表者１人ずつ」でございましたが、市町村により議員数が異なることなどから、これを「按分方式により、木津川市は２人まで、笠置町、和束町、精華町、南山城村は１人まで」に改正したものでございます。

以上、議会運営委員長の報告といたします。以上でございます。

○議長 　ただいま委員長から報告がありました委員長報告に対して、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

これで委員長報告済みといたします。

日程第４、一般質問を行います。申合せ事項によりまして、質問の時間は１人当たり質問・答弁を含め、３０分以内とし、通告は含まずに質問回数は３回とし、自席で行ってください。

これより、通告順に発言を許します。

４番、河口議員。

○河口議員 　皆様、改めまして、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

議席番号４番、木津川市会議員、河口靖子です。

さて、長年にわたり一般質問の機会が途絶えておりましたが、このたび議会運営委員会の皆様の御尽力により、一般質問が再開されることになりました。そして、このような機会を与えていただきましたことに対し、まずもってお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そこで、今回は２点に絞って質問をさせていただきます。

まず初めに、１つ目です。大谷処理場の今後について。大谷処理場のメイン事業であるし尿処理業務について、令和３年第２回定例会業務報告では、令和元年、２年の２年間で、運転条件の見直し、機器の最適化を行い、電力や燃料、薬品の消費による二酸化炭素発生量の削減を図りつつ、施設の長寿命化を図る循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的設備改良工事を実施、そして令和３年４月１日から運用開始。令和３年９月末現在、し尿、前年度比、約０．１％増、浄化槽汚泥、前年度比、約４．４％増、全体で約２．８％の増。大谷処理場運転維持管理業務については、平成１７年度より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法、合特法の趣旨を踏まえた処置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されている、京都南部環境事業協同組合に委託し、業務の遂行をしているとの報告が代表理事からありました。

そこで、次の以下のことを問います。

1つ目、令和2年度の決算で、し尿・浄化槽汚泥の量が減少したものの、令和3年度において増加した要因は何か。

2つ目、合特法の趣旨を踏まえた措置として、京都南部環境事業協同組合に業務を委託されていますが、今後新たな事業に参画していただく計画があるのか。

3つ目、相楽郡広域事務組合大谷処理場包括発注設計支援業務についての進捗状況は。

4つ目です。基幹的設備改良工事完成後の二酸化炭素発生量の削減効果は。改良工事前と完成後の比較数値も答弁お願いいたします。

次に、休日応急診療所の今後について。

日曜日や祝祭日などの休日に、比較的軽症な方を対象とした応急診療所ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大やオミクロン株の拡大で、発熱等の症状では自己判断が難しい場合が多いものです。

この診療所の受診者が増加している中で、現状の休日応急診療所としての場所等の環境でよいのか、懸念されるところです。

改築や移転等や、そして医療体制の今後の考え方をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 答弁願います。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、河口議員の御質問にお答えいたします。

まず、大谷処理場の今後についての1問目でございます。

令和2年度は、前年度比、し尿で4.6%の減少、浄化槽汚泥で0.5%の増加となりましたが、令和3年度は12月実績までの前年度比、し尿は0.4%の減少、浄化槽汚泥は4.9%の増加でございました。

まず、し尿については、下水道への接続や合併浄化槽への切替えにより、年々減少してきましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自宅で過ごす時間が増加したことにより、前年度とほぼ同搬入量となったものと分析しております。

浄化槽汚泥については、4.9%の増加でございましたが、うち市町村別では、南山城村が18.8%、笠置町は11.7%、木津川市は3.8%、それぞれ増加しており、大型浄化槽の搬入が増加したことなどがその要因でございます。

次に、2問目でございます。平成17年度から、し尿・浄化槽汚泥収集業者7社で構成されます、京都南部環境事業協同組合に、合特法の趣旨を踏まえた措置としての代替業務として、大谷処理場の運転管理業務を委託し、17年目となっております。

また、以前から基幹的設備改良工事に伴う焼却設備の廃止により、脱水汚泥、し渣の運搬業務を受注したいとの要望書が提出されたことを受け、令和2年10月から三重中央開発株式会社に運搬及び処分業務を委託してまいりましたが、このうち運搬業務を令

和4年度から京都南部環境事業協同組合に委託することとしております。

次に、3問目でございます。本日お手元に報告書を配付させていただきましたが、本業務につきましては、大谷処理場の運転及び維持管理業務の効率的な実施を検討するに当たり、民間事業者に長期包括的に運転及び維持管理を委託する長期包括的運營業務委託方式の導入の可能性を調査することを目的とするものでございます。

業務の進捗状況でございますが、5月25日に株式会社環境技術研究所京滋営業所に委託をし、7月28日に水処理メーカー10社に対して、市場調査のためアンケートを行いましたところ、3社から回答があり、それらを踏まえ市町村担当課長会議にて検討し、取りまとめをしたものでございまして、1月24日の理事会に報告がなされたところでございます。大谷処理場においても、長期包括的運營業務委託方式において、運転及び維持管理業務をより効率的に行えるものであるとのことで、その委託期間は5年間が望ましいとの結論に至りました。これらの報告内容を踏まえ、令和4年度中に、令和5年度からの複数年の長期包括的運營業務委託に向けた方針を検討してまいります

4点目でございます。大谷処理場は、平成13年4月、1日76キロリットルの処理能力の施設に更新し、各種ポンプ類もその処理規模に合わせたものが設置され、また脱水汚泥等の処分のための焼却設備がありました。基幹的設備改良工事後の令和3年4月に運転を開始した現施設は、54.1キロリットルの処理能力で、月曜日から金曜日までの運転とし、各種ポンプ類も小型化、省電力化した機器が設置されており、脱水汚泥等を場外搬出処分することから、焼却設備を廃止いたしました。

これらのことにより、基幹改良工事まえのCO₂の排出量は、し尿の処理1キロリットル当たり65.4キログラムの発生量でありましたが、基幹改良工事後の排出量は49.3キログラムで、24.6%の削減となり、地球温暖化の抑制に貢献できる施設となりました。

続いて、休日応急診療所の今後についての御質問にお答えいたします。

まず、改築や移転等の今後の考え方でございますが、議案と同封させていただきました、「広域圏事業の今後のあり方検討会」最終報告書の5ページ下段に、「相楽会館は築約50年の建築物であり、中長期の施設の維持管理費用等も考慮し、総合的に判断しますと、現地改築が望ましい、との結論に至った。」との報告を受け、令和4年度にその方針を決定していくことを理事会として確認しております。なお、具体化に当たり、診療所部分につきましては、今後、医師会や山城南保健所などの関係機関と調整を図っていく必要があると考えてございます。

次に、医療体制の今後の考え方でございますが、本診療所では、一般患者と発熱患者を診察しており、時間的、空間的分離をするため、診察室や時間を区分するといった対応をしておりますが、さらなる感染防止を図るため、令和3年12月から、電話予

約制としております。現在、オミクロン株による感染拡大に伴う発熱患者の急激な増加を受け、管理医師や出務医師と事前に調整を図り、受診者数に応じ、自動的に看護師及び管理事務職員の増員をして対応しているところがございます。今後も新たな課題に直面した場合は、医師会など関係機関と調整を図りながら、フェーズに応じた医療体制の充実に努めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長 河口議員。

○河口議員 それでは、再質問させていただきたいと思えます。

まずもって、この通告をしておりました問題点について、本当に丁寧に回答いただきましたので、ありがとうございます。しかしながら、いろいろとやはり問題点というか、我々自身も分かりにくい専門的なものもございますので、再質問をさせていただきたいと考えています。

まず1問目の再質問ですが、先ほど代表理事からもありましたが、事前に配付されました、令和4年第1回定例会議会業務報告の中に、こういう文言がございました。「大谷処理場運転維持管理業務の複数年度契約の可能性を調査及び令和5年度から運用に向けて要求水準書を策定」と記載されている部分がございます。これはどのようなものなのかというところを答弁願いたいと思えます。

それから、2点目です。2点目の再質問ですが、これはもう少し具体的に、少し細かいですが聞きたいと考えております。

まず1つ目は、休日応急診療所の診療手順等の流れについて。そして2つ目は、医師や看護師等のスタッフは何人体制であるのか、またそのスタッフは常勤それとも毎回同じなのかどうかというところ。3つ目は、相楽医師会との連携はスムーズにいつているのかどうか。4つ目は、今度改善すべき点についてを答弁願いたいと思えます。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

河口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、質問1つ目の大谷処理場の関係の質問でございます。代表理事の報告にありました、要求水準書はどのようなものかというような御質問であったかと思っております。

本年度に実施しております「包括発注設計支援業務委託」の中には、2つの業務がございます。1つが先ほど本日お手元に配付させていただきました、「長期包括的運営委託方式導入可能性調査報告書」、そして2つ目が御質問の「長期包括的運営委託要求水準書」の策定でございます。要求水準書は現在、コンサルタントと最終の調整を図っているところでありまして、3月中旬には報告書としてまとめ上げる準備を事務局で進めております。

この要求水準書でございますが、大谷処理場の施設機器等の維持と施設環境の保全及

び施設の安全、効率的な包括的運転管理を実施し、民間業者に業務を委託するための放流水質基準、さらには発注者と受託者のリスク分担、これらを必要な事項を記載した内容でございまして、この要求水準書に基づきまして、今後業務を発注する予定としております。

したがいまして、この要求水準書の内容で、幾らでこの大谷処理場が受注できるかという金額を求めるものであります。この作成につきましては、作成次第、議員の皆様にもお配りさせていただきたいと思っております。

次に、休日応急診療所の再質問の関係でございます。現在、休日応急診療所の診療の流れというお話があります。私からは、まず現状のコロナ禍におきます休日応急診療所の診療の流れでございます。先ほども代表理事が申しましたように、当日電話予約制とさせていただいております。患者さんから風邪症状の電話がございましたら、看護師による電話問診、そして医師の診察、必要に応じまして抗原検査やPCR検査、また投薬という流れでございます。これらの一連の流れの業務を、休日応急診療所内に入りますと感染が広がるというリスクがございますので、ドライブスルー方式で行わせていただいております。全て車の中での検査、また診察となっております。その駐車場所でございますけれども、相楽会館の玄関前の駐車場、または保健所の駐車場をお借りして実施しているのが現状でございます。また、コロナ疑いではない患者様に対しましては、12時～12時半の時間帯に受診していただくように御案内させていただいております。

次に、医師、看護師等のスタッフの体制でございますけれども、検査が必要な患者が多いので、現在は、体制強化を図っております。医師が1人、薬剤師1人、看護師が2名のところを3名に、医療事務1人、管理事務職員、従来2名のところを3人ということで、現在は9人体制とさせていただいております。

次に、スタッフは全て常勤ではなくて、医師は相楽医師会に委託をし27人、薬剤師は相楽薬剤師会に委託をし14人、医療事務は株式会社メディカルプラネットに委託をし3人、看護師と管理事務職員は非常勤一般職の会計年度任用職員で、看護師、現在16人、管理事務職員は4人を雇用しているのが現状でございます。

最後に、勤務の体制の部分で、同じメンバーかというようなお話がありましたけれども、これに関しましては毎回シフトによりまして勤務をしていただいておりますので、毎回違うメンバーで勤務をしていただいているのが実情でございます。

そして、次の質問ですが、医師会との連携というところでございますが、これにつきましては管理医師の先生を中心に、随時電話や、管理医師の先生のところへ訪問して、緊密に連絡を取って、円滑に診療所運営をさせていただいております。

また、診療所運営の改善点の見通しについては、先ほども代表理事からありましたように、最終報告書の中に、今後の相楽会館のあり方等が示されておりますので、こちら

につきましても、今後、医師会の先生方とも協議をし、感染対策を取った形での診療所づくりにつきましても、検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長 河口議員。

○河口議員 ありがとうございます。時間がちょっと短いというところもございますので、今いろいろ答弁していただいたことに対してもう少しと思うんですが、時間的な制約がありますので、再質問の2回目に行かせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、合特法に基づく合理化事業についても検討がされていると思っております。これについては、どのように進んでいるのか、御答弁ください。

そして2問目です。受診者が増えていることについては、やはり令和2年度から「診療・検査医療機関」の指定を受けられ、そしてそれによってPCR検査、先ほどから何回も出ておりますが、PCR検査、抗原定性検査、インフルエンザ検査等が実施されている要因とも思っております。

また、相楽発熱外来の事業もあり、診療内容が始まって10年たつわけです。休日診療が始まって10年がたつというところで、やはり診療内容のボリュームがかなり増加しているんだなと感じております。そこで、先ほども申しましたが、医師や看護師等の現状体制で、増やしてやっていただいているんですけれども、その方法だけでこれからやっていけるのかどうか。そして今の内容です。休日応急診療所の事業内容が多岐にわたってなっているというところに、すごくやはり我々も懸念しておりますので、その辺のところのお考え、対策方法をお聞かせください。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

河口議員の再々質問でございます。1点目は、合理化事業計画の関係だと思えます。大変古い話にはなりますけれども、まだ相楽7町村の時でございますけれども、平成14年に当時5町で下水道計画がなされておまして、その下水道計画がなされている5町がそれぞれ合理化事業計画を作られたという経過がございます。それ以降は計画がない状態で、平成17年から計画はございませんけれども、広域事務組合が中心となって、広域事務組合が所管しています大谷処理場の維持管理業務を、合特法に準じた措置という形で、実施してきたという経過があります。

構成市町村の中で、下水道には現在木津川市と和東町、精華町になるわけでございますけれども、関係課長とも会議等で協議をしていますけれども、現在のところ広域事務組合の所管事務の範囲の中で、合特法の趣旨に合った代替業務の提供をお願いしたいということで、今回新たに令和4年度から三重県に搬出する汚泥の運搬業務を新たに出していこうということになりましたが、なかなか市町村固有の事務を合特法の代替業務と

して提供するのはなかなか難しい、できないということでございますので、それで調整をした中で、合理化事業計画といいますのは、そういった計画をいつ、何年度に、どれだけの量が減るので、どれだけの業務を与えるかというような、具体的に5年間ぐらいの計画期間であるものを、法に基づいて作成するというのが合理化計画なんですが、作成時期につきましては、国の指針等を読みますと、各地域の市町村の下水道計画が明確になった早い時期に作成となっておりますので、この地域の下水道の事業を見ましても、精華町でも98%の下水道が進んでいると、もう減り切った状態になっているということで、今新たに合理化事業計画をつくるということは、現状考えていないという状況でございますので、従来からやっているとおり、合特法に準じた措置としての対応を続けていくと考えています。

2点目の、コロナ禍においての診療所の業務がボリュームが大きくなってきているとの指摘でございます。確かに、日曜日、祝日以外の平日に、1日ないし2日、休日応急診療所で相楽発熱外来を運営していることも事実であります。医師会との協定によりまして、何曜日の何時ということは非公表で、今やらさせていただいているのが現状で、相楽地域の医師会の加入の医院、クリニックから、自分のところのクリニックでの検査ができないというような患者様を、休日応急診療所の発熱外来に紹介を受けて、医師会の会員である医師が来て検査をするということも今やっております、それに事務組合の会計年度任用職員の看護師なんかも来ていただいて、検査している。職員も誘導に当たると、こんな業務は10年前に休日応急診療所ができましたときには考えられないような事務だった。これを何とか、このコロナ禍を乗り切るために、現状精いっぱい体制を適時適切に組み替え、また対応しているというのが現状でございますので、今後これがいままで続くかというところは、大変心配はしていますが、何とかこの現状を乗り切りたいと考えております。以上でございます。

○議長 河口議員。

○河口議員 ありがとうございます。多分、時間もう過ぎてるのかなと。30秒。ありがとうございます。

本当に、今回一般質問を初めてさせていただいて、やはりもう少しかみ合うようなとか、充実した、また、我々から提案したいという、そういう時間もないという現状でございましたので、また議運では工夫していただきたいなと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 以上で河口議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第5、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事　それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。令和4年2月15日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

本組合では、相楽休日応急診療所において、令和2年11月1日に京都府から診療・検査医療機関の指定を受け、新型コロナウイルス感染症の抗原検査やPCR検査を実施しておりますが、特殊勤務手当を支給する仕組みがないことから、検査を担当した看護師に特殊勤務手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細については事務局長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長　提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。事務局長。

○福田事務局長　はい、議長。それでは、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

改正内容につきましては、2条中、管理職手当の次に特殊勤務手当を加えます。次に、第14条の3の次に、14条の4としまして、特殊勤務手当の規定を新設し、職員が休日応急診療所において新型コロナウイルス感染症患者に接する業務に従事したときに、日額3,000円を支給するものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日に遡及して支給することといたしております。なお、関連します条例が次の議案第2号にもございますが、支給対象の職員につきましては、会計年度任用職員の看護師といたしておりますので、今回提案の職員給与条例改正の対象職員はおりません。なお、改正内容等につきましては、事前にお配りさせていただきます資料集の46ページに特殊勤務手当の概要等を記載させていただいておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。併せて御覧いただきたいと思います。

以上、議案第1号の補足説明といたします。よろしく御願いいたします。

○議長　以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。なお、質問の回数につきましては、会議規則第55条の「質問は同一議員につき同一議題について3回を超えることができない」と規定されておりますので、よろしくお願い致します。

質問、ありませんか。

西山議員。

○西山議員 1つだけ。先ほどこちらの条例での改正で、職員には該当する者がいないということで御説明いただいたんですが、先ほどの一般質問の中のやり取りで、職員も車の誘導などということで携わる場合があるということでした。時間的なもので規定が15分以上とか、マスクのない状態ということなので、多分関係はないと思うんですが、今後も職員に対しては該当はしないような、休日応急診療所での職員の立場とどうか行動ということによかったですか。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。3番、西山議員の御質問でございます。

対象者は看護師のみとしております。職員も一応休日応急診療所の発熱患者に対しまして、車の誘導等しておりますけれども、対象者はコロナ担当の看護師としており、主に一般診療担当や電話担当の看護師、一般事務の者など、直接発熱患者と接しない者は対象外としております。以上でございます。

○議長 ほか、ありませんか。

炭本議員。

○炭本議員 2番、炭本でございます。

日額ということで3,000円、決められたことは全国的なことかなと思いつつ、思っているんですが、例えば、あと考えられることとして、時間給的なことは考えられることはなかったのか、この条例の中にです。そういうことは、どういうお考えでしょうか。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。それでは、炭本議員の御質問にお答えいたします。

まず、日額3,000円というのは、議員御指摘のとおり、全国的な流れで3,000円ということで、本組合も今回規定させていただいておるものでございます。なお、時間給での調整という御質問の内容かと理解しましたけれども、現在、本診療所の看護師の時給につきましては、平常休日で2,400円ということでございますので、休日とはいえ、どちらかというところ少し高めの設定になっているということでございまして、それが10年前の本診療所を立ち上げるときの規定ということで、それは京都府内の休日応急診療所の看護師さんの状況等を調査させていただいて、基本うちは宇治市の休日急病診療所にいろいろ準じるということで、当時山城総合医療センターさんの看護師さんの時給等も調査させていただきましたけれども、それより少し高めに、休日なのでなかなか人が集まりにくいという経緯がございまして、通常よりも高く設定しているということでございましたので、今回本給のところではなくて、特殊勤務手当、防疫手当のところ措置をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○炭本議員 ありがとうございます。

○議長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認め、これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和4年2月15日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

相楽休日応急診療所に勤務する看護師が、感染予防策として個人防護服を着用して、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に対応した場合に、日額3,000円を、令和3年4月1日に遡って支給するため、並びに会計年度任用職員の給与について、京都府の最低賃金引き上げに対応し、近隣市町村等との給与水準の均衡を保つため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細については、事務局長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明がありました。

補足の説明を求めます。事務局長。

- 福田事務局長 はい、議長。それでは、議案第2号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

改正内容につきましては、まず第1条関係では、第5条第4項中、「時間外勤務手当及び休日勤務手当」を「時間外勤務手当。休日勤務手当及び特殊勤務手当」に改正します。

第7条第3項中、「及び休日勤務手当」を「休日勤務手当及び特殊勤務手当」に改正します。

先ほどの議案第1号で説明を申し上げましたとおり、会計年度任用職員として雇用しております看護師に対しまして、一般職常勤職員に準じて特殊勤務手当を支給するものでございます。

なお、4ページの附則にございますとおり、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日に遡及して支給するものでございます。

また、現在の看護師の職員数でございますけれども、16人となっており、その全員が対象となります。

資料1ページに戻っていただきまして、次に第2条関係では、別表第1の給料表の改正でございます。

先ほど代表理事からも説明がありましたとおり、令和3年10月1日に京都府の最低賃金が、時間額909円から937円に改正されたことを受けまして、当組合も会計年度任用職員の給料表を改正するもので、改正される給与月額につきましては、6ページ以降に新旧対照表がありますが、下線の箇所が改正されまして、200円から2,000円程度の引き上げを行います。実施時期につきましては、令和4年4月1日からとなります。なお、今回の条例改正に伴います対象職員数及び職員への影響額につきましては、現在の対象職員数は5人で、1級の事務補助職員で月額2,000円、2級の消費生活相談員で月額700円の増額となるものでございます。

以上、議案第2号の補足説明といたします。よろしく申し上げます。

- 議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員。

- 西山議員 ここで、令和3年4月1日から適用、特殊勤務手当なんですけれども、実際にはPCR検査を、京都府の指定による「診療・検査医療機関」として、令和2年

1 1月からスタートしているということを先ほどおっしゃってたと思うんですが、その間に関してというのは、これは適用ないということで、看護師さんたちとかもそれは認識していらっしゃるということでよかったですね。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。3番、西山議員の質問でございます。

そうです。令和2年から実施しておりましたけども、特に看護師からのそのような要望等もございませんでして、その間、山城病院組合、また中部消防組合、京都府山城南保健所の状況を見まして、具体的に令和3年度に入って患者数が増加してきてから、看護師からも要望が出てきたことから、具体的に協議に入り、一会計年度の原則から、令和3年4月に遡及して実施するという事も看護師にも説明し、了解を得て御提案させていただきます。以上でございます。

○議長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認め、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第2号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

議題の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について。

令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めます。

令和4年2月15日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,429万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,970万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では分担金は3,246万4,000円の減、負担金で270万1,000円の増、衛生手数料で199万3,000円の増、府補助金で9万9,000円の減、繰越金は前年度確定額1,357万3,000円の増となっております。

次に、歳出では、休日応急診療費を489万3,000円の減、し尿処理費で811万3,000円の減、商工総務費で29万円の減、予備費で100万円の減となっております。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして、提案説明いたします。なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明がありました。

補足の説明を求めます。

次長。

○國子次長 はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、議案第3号、令和3年度相楽郡広域事務組一般会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に年度末での執行見込に伴います、関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の8ページをお開きください。

なお、補正内容の事業ごとの内容を、附属資料として取りまとめておりますので、具体的な説明は、令和3年度補正予算附属資料により行いますので、恐れ入りますが、附属資料の1ページを併せてお開きください。

まず、附属資料の1ページ上段の衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の、休日応急診療所運営経費につきましては、489万3,000円の減額補正でございます。

これは、後ほどの議案第4号で提案の特別会計の補正予算におきまして、補正する内容に伴います、一般会計からの操出金の減額分でございます。

次に、1ページ下段の衛生費、清掃費、し尿処理費の、し尿収集運搬経費につきましては、270万1,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容に記載のとおり、し尿収集運搬業務委託料の実績見込みによる増額が270万1,000円でございます。増額の理由でございますが、当初予算積算時で

は、4,518キロリットルでございましたけれども、搬入量実績見込みでは、4,729キロリットルとなるものでございまして、当初予算では、搬入量見込から5%減少で計上させていただいておりますものの、資料集の9ページにも記載させていただいておりますが、減少率が0.02%と、前年度と同じ搬入量でございまして、その要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自宅で過ごす時間が増加したことがその一つであると分析してございます。

なお、特定財源といたしまして、し尿処理手数料負担金の実績見込み270万1,000円の充当増がございまして、

続きまして、附属資料2ページに移っていただきまして、上段の衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては、1,081万4,000円の減額補正でございまして、

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、水質・脱水汚泥分析業務で、5万5,000円の減額、2点目といたしまして、脱水汚泥・し渣運搬処分業務で、597万1,000円の減、3点目が、包括発注設計支援業務で、478万8,000円の減、いずれも執行見込による減額分でございます。

なお、特定財源といたしまして、浄化槽汚泥投入手数料の実績見込み199万3,000円の充当増がございまして、

次に、予算書は9ページでございまして、附属資料は2ページ下段の。商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費につきましては、29万円の減額補正でございまして、

事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、消費者教育・啓発事業関係経費で、報償費で6万円の減、材料及び賃借料で3万円の減、備品購入費で6,000円の減でございまして、執行見込による減額分でございます。

2点目が、研修旅費関係経費で、旅費で16万1,000円の減、負担金補助及び交付金で3万3,000円の減でございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、研修参加を近隣としたことなど、予定していた研修に参加できなかったことによるものでございます。

なお、特定財源といたしまして、京都府消費者行政活性化事業費補助金9万9,000円の充当減がございまして、

続きまして、附属資料は3ページに移っていただきまして、上段の予備費、予備費、予備費の、予備費につきましては、100万円の減額補正でございまして、

これは、年度末に向けて、必要最小限への減額を行うものでございまして、そのほかの不用額や財源の変動などと併せまして、分担金の精算を行うものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページをお開きくださ

い。

歳入では、先ほど説明いたしました、歳出のそれぞれの財源といたしまして、分担金から7ページの繰越金までの所要の補正を行うものでございます。

特に、6ページ最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り、直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを、本来の基礎数値に置き換えますとともに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせまして、分担金の算定替えを行ったものでございます。

なお、予算書最後の10ページと11ページでございますが、こちらには今回の分担金補正の算出内訳を添付しておりますので、後ほど参考に御覧いただければと存じます。

以上、議案第3号の補足説明といたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件について、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第3号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1

号) について。

令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めます。

令和4年2月15日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ104万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,774万3,000とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では、休日応急診療所収入で63万2,000円の減、繰入金で57万8,000円の減、国庫支出金は78万8,000円の増、府支出金は100万円の増、繰越金は前年度確定額46万5,000円の増となっております。

次に、歳出では、振興費の事業費で57万8,000円の減、衛生費の休日応急診療費で162万1,000円の増となっております。

以上、令和3年度特別会計補正予算(第1号)の概要を申し上げまして、提案説明といたします。なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、次長。

○國子次長 はい、議長。事務局の國子でございます。それでは、議案第4号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に診療報酬収入の増額や、国及び府支出金の予算化等の財源更生に伴います、休日応急診療所運営経費に対します関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から、附属資料でもちまして、具体的な説明を申し上げますので、予算書は8ページを、附属資料は4ページをお開きください。

まず、附属資料4ページ上段の振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏振興事業経費につきましては、57万8,000円の減額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、相楽会館改築等計画策定業務の執行見込による減額分でございます。

次に、附属資料4ページ下段の、衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、162万1,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、医療スタッフに関する経費でございまして、①報酬で36万円の増、②議案第1号、第2号で御可決賜りました看護

師への特殊勤務手当などの職員手当で33万5,000円の増、③医師の費用弁償で4万8,000円の増、2点目が、休日応急診療所運営に関する経費でございまして、④委託料といたしまして、PCR検査に係る委託料等で81万6,000円の増、⑤備品購入費としてデジタル血圧計の故障による購入で6万4,000の増、⑥負担金で2,000円の減でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページをお開きください。

歳入では、特定財源であります国庫支出金は78万8,000円、府支出金は100万円を予算化し、また年度末までの受診者数の予測を踏まえて、診療報酬収入を426万1,000円増額するとともに、一般会計繰入金を489万3,000円及びふるさと市町村圏振興事業基金繰入金を57万8,000円、それぞれ減額し、繰越金の所要の補正を行うものでございます。

以上、議案第4号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員。

○西山議員 支出のところで、資料でいいましたら4ページのところなんですが、委託料の入札残の減額補正ということで、この金額で収まったということだと思んですが、まずその確認、そして、こちらが最初に理事からも御説明があった、この報告書、広域圏事業の今後のあり方検討会、これに関わっての部分だと思んですが、これから理事会でこういう形で確認されたということで、先ほどのお話でしたら、現地改築というのがそういう形で進んでいくのかなと思われるんですが、これからこの図面というのが参考なのか、こういう形で進むのかというのを含めて、御説明お願いいたします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。

3番、西山議員の御質問でございます。

1点目でございますけども、ふるさと市町村圏振興事業の経費の57万8,000円の関係でございます。ここの附属資料の4ページの上段、事業内容の1行目にも書いてありますとおり、相楽会館改築等計画策定業務分が予算見積りの段階では277万8,000円の予算計上をしていましたところ、入札等で契約額が220万円になったことから、入札残で57万8,000円の減額としたところでございます。

また、これらの委託業務の中で出来上がりました図面等を含めました、広域圏事業の今

後のあり方検討会最終報告書の資料集の最後のページ、資料5として、図面がありますけれども、これは現時点での現地改修におきます図面でございますので、今後検討会としてのこの報告書を基に、令和4年度に入りましたら、理事会でその方針を決定し、今後進めてまいりたいと思っておりますので、このあり方検討会最終報告書に上がっている図面どおりのレイアウトで現地改築するということまでは決めておりませんので、あくまで報告書の中の図面というところでございます。以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 進んでいく中でということで、先ほどのお話だったら、これで決まっちゃったのかなと思ったものですから、これからの話ということだと思われま。いわゆる入札差金ということで、この金額になったということで、それで最後確認したいと思います。

○議長 次長。

○國子次長 西山議員の御質問にお受けいたします。

西山議員お見込みのとおり、入札の差金でございます。以上でございます。

○議長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件について、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第4号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。5分間休憩いたします。

(休憩)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9、議案第5号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを議題

とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。

令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

令和4年2月15日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和4年度一般会計予算の編成に当たりまして、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査いたしました。また、各市町村衛生、消費生活、医療、財政の担当課長会議、さらには全体を統括し調整するために、企画担当課長による広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。

最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

令和4年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,900万円といたしております。前年度比較では、500万円、1.8%の減となりました。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入では、分担金及び負担金は2億4,802万円で、歳入総額の約92%を占めております。その内訳としましては、分担金は1億8,748万8,000円、負担金は6,053万2,000円であります。

一方、使用料及び手数料は1,750万9,000円で、歳入総額の6.5%を占めております。

また府支出金は346万8,000円で、歳入総額の1.3%を占めております。

次に、歳出では、議会費は42万6,000円、総務費は3,747万5,000円、衛生費は2億1,639万6,000円、商工費は1,344万5,000円、予備費は125万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

そのうち、衛生費で予算総額全体の約80%を占めております。

以上、令和4年度一般会計予算の概要を申し上げます。提案説明といたします。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。

補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。

それでは、議案第5号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や、特に重要な点などを中心に、補足の説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明を申し上げます。

予算書の9ページから16ページまでに及んでおりますが、歳出の説明につきましては、別添の令和4年度予算附属資料におきまして、経費ごとに詳しい内訳などを記載しておりますので、その附属資料をもちまして説明をさせていただきます。

それでは、予算附属資料3ページをお開き願います。

まず、予算附属資料3ページ、議会費、議会費、議会費、議会運営費といたしまして、前年度と同額の42万6,000円の計上でございます。

次に、4ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営費といたしまして、28万円の計上でございます。

右側、5ページの総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして、3,499万円の計上でございます。

これは、組合事務の一般事務経費でございますが、一般職常勤職員3名と、会計年度任用職員2人、計5人の人件費のほか、備品購入費や財務会計ソフト借上料等をここで計上させていただいております。

次に、6ページ、総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営経費といたしまして、214万5,000円の計上でございます。

これは、相楽会館の管理運営経費になりますが、大ホールの利用につきましても、施設の老朽化に加えまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として利用制限を行うなど、使用料はほとんど見込めない状況でございます。

併せて、特記事項の欄に記載のとおり、広域圏事業の今後のあり方検討会最終報告書におきまして、利用者の減少や老朽化に伴う耐震補強や、施設の更新が必要となっていることから、中間報告書では、令和4年度をもって廃止すべきとされておりましたが、住民や利用団体への十分な周知期間が必要との理由で、令和5年度をもって廃止との結論となり、今後組合規約の変更に係る手続、その後住民や利用団体への周知を図っていく予定となっているところでございます。

右側、7ページ、総務費、総務管理費、公平委員会費の公平委員会運営費につきましては、前年度と同額の3万2,000円の計上でございます。

8ページに移っていただきまして、総務費、監査委員費、監査委員費の監査委員運営費につきましても、前年度と同様の2万8,000円の計上でございます。

右側の9ページ、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、1,200万7,000円の計上でございます。

これは、本来一般会計で経理すべき経費を、特別会計に移しておりますことから、特

別会計での診療所事業の収支不足分を、一般会計から繰出しをするものでございまして、前年度より292万1,000円の減額となったものでございます。

次に、10ページに移っていただきまして、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費といたしまして、6,061万8,000円の計上でございます。

これは、前年度と比較しますと、し尿では211キロリットルの増の4,729キロリットルの搬入を見込み、前年度より270万1,000円の増額でございます。

右側の11ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費といたしまして、1億4,377万1,000円の計上で、前年度より351万円の減額でございます。

これは、大谷処理場の運営に係る経費でございまして、大谷処理場は基幹的設備改良工事完成後の施設規模を、従来の76キロリットルから54.1キロリットルにコンパクト化を図りまして、年間の二酸化炭素発生量は20%以上削減され、地球温暖化の抑制に貢献できる施設となっております。

改良後の施設維持管理業務につきましても、先ほどから申し上げているとおり、京都南部環境事業協同組合に委託をすることで計画しておりまして、令和4年度で18年目の委託となるところでございます。

令和4年度の新規事業といたしましては、事業内容の欄の最後に記載をしておりますけれども、廃掃法施行規則第5条の規定に基づく精密機能検査を実施いたし、基幹的改良工事後の処理機能及び設備装置の状況を把握し、今後の施設整備や施設運営への対応に生かしていきたいと考えております。

なお、前回は平成29年度に実施しておりまして、5年が経過しております。法では、定期的に行うとされており、その目安は3年とされておるところでございます。

また、特記事項の欄に記載のとおり、施設維持管理業務の今後における施設の運転管理の効率化と、施設管理体制の適正化を図るため、令和5年度からの長期包括委託に向けた検討を行ってまいります。

大谷処理場は、昨年、操業50周年を迎えまして、このたび、施設名称を今後とも圏域住民になじみやすい施設になるよう、名称を変更したいと考えておるところでございます。

次に、12ページに移っていただきまして、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費といたしまして、1,344万5,000円の計上でございます。

これは、今後の安定的なセンター運営に向けた対応や、消費者被害の未然防止等の消費者教育・啓発事業など、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用いたしまして、引き続き積極的に取り組みます。

令和4年度は、コロナ禍でのセンター運営の中で、オンライン相談や、オンラインに

よる事業の導入に向けた取組を進めてまいります。

特に、今年の4月1日から、民法改正で成年年齢が現行の二十歳から18歳に引下げられます。未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから、法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ず自分の意思で様々な契約ができるようになります。今後、18歳及び19歳の年齢層にも消費者被害が拡大することが強く懸念されておりますので、若年層への消費者教育や消費者啓発も、京都府消費生活安全センター等と連携をし強化し、取組を進めてまいります。

次に、右側、13ページ、予備費125万8,000円を加えまして、以上の歳出合計で2億6,900万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は予算書の6ページをお開き願います。

最初に、第1款、分担金及び負担金の第1項、分担金でございます。

分担金総額では、1億8,748万8,000円計上、前年度と比較しまして、981万2,000円、5%の減少となりました。各事務ごとの分担金の額は、説明の欄に記載のとおりでございますが、各市町村ごとの分担金の額につきましては、予算附属資料の18～26ページに各事務ごとの割当表をつけておりますので、こちらも御参照ください。

次に、第2項、負担金につきましては、各市町村から搬入されました、し尿の量に对应しました各市町村からの負担金でございますが、下水道の普及によります減少はあるものの、コロナ禍での外出抑制によるくみ取量の増加や、開発地域での仮設トイレの増加などに伴いまして、し尿の搬入量は4,518キロリットルから4,729キロリットル、211キロリットルの増加見込み、前年度より270万1,000円の増加となるものでございます。

次に、第2款、使用料及び手数料に入りまして、第1項、使用料でございますが、御承知のとおり、消費生活センターや休日応急診療所の開設に伴いまして、相楽会館の貸室が、議会の大ホールだけとなっておりますが、新型コロナの影響もあり、前年度より6万円減の5万円を見込んでおるところでございます。

次に、第2項、手数料でございますが、浄化槽汚泥投入手数料、8,661キロリットル、1,745万9,000円を計上しております。

なお、搬入量は7,664キロリットルから8,661キロリットル、997キロリットル増加を見込んでおります。

次に、7ページの第3款、府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します補助金ですが、人件費の増額分で前年度より3万7,000円増の346万8,000円を見込んでおります。

次に、第4款、繰越金は、前年度と同額でございますが、第5款、諸収入を含めまし

て、歳入合計で2億6,900万となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。

なお、このほか関係いたします内容を資料集として別にお配りしておりますので、必要に応じまして御覧いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、議案第5号の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員。

○西山議員 西山です。幾つかありますので、よろしくお願ひいたします。

まず1つ目ですが、予算書でいえば、9ページになります。議会費と、総務費の議会費なんですが、この旅費規定なんですが、この広域事務組合では、どのような計算方法で支給されているのかというのを、御説明をお願いいたします。まず1つ目がそれです。

2つ目は、10ページに載っています、総務費の中の期末勤勉手当なんですが、それが細かい部分では18ページに資料として載っていると思います。前年度と比較して、今年度の期末勤勉手当が減額での予算計上となっている部分の御説明をお願いいたします。

併せて、先ほど人数は言っていたと思いますが、職員さんの人数、再度確認したいのと、それと局長が私と同学年で、間もなく定年という年齢に達するかどうかと思うんですが、総務費で見た限りでは、新しい職員さんとか、そういうところの部分が予算計上されていないんですが、そういう部分を含めてどうされているのかというところをお願いいたします。

大きな3つ目でいいましたら、し尿処理なんですが、分担金と、し尿処理の費用なんですが、し尿処理がコロナの関係で増えているというお話もあるんですが、この間、南山城村が少し増えているんです。これがどういう理由で増えているのかというところの部分をお願いしたいと思います。それだけです。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。3番、西山議員の御質問で、順番にお答えしたいと思います。

まず、予算書9ページの歳出の議会費、並びに理事会費等の旅費の支給方法ということでございましたけれども、議会議員さんの旅費につきましては、議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定によりまして、議員が招集に応じる会議に出席した場合は、費用弁償として交通費実費を支給するというのが、条例上の規定でございまして、実際の運用といたしましては、各市町村庁舎最寄り駅から、特に定例会出席ということになり

ますと、この大谷処理場になりますけれども、この大谷処理場の最寄り駅がJR上狛駅となりますので、その間の公共交通機関の実費を支払っておるのが現状で、そのうち、木津川市内になりますので、木津川市の議員につきましては支給をしていないということになります。

また、理事会費につきましても同様でございますが、旅費につきましては各役場から相楽会館でしたら、JR木津駅、議会のこの大谷処理場でしたらJR上狛駅までの実費を支払っているということでございます。

次に、10ページの、職員の期末手当等の支給で、具体的な給与のところは、予算書の18ページに記載がありますけれども、その中の期末勤勉手当で、昨年と比べて56万2,000円の減というところがございますけれども、この予算計上積み上げにつきましましては、昨年の8月に国が人事院勧告をされまして、まだ国の法案は衆議院で審議中であり、また組合の給与条例の改正等は至っておりませんが、期末手当を0.15月分で減ずると、減額するというような人事院勧告に基づいて、今回令和4年度の期末手当を組んでおりますがために、職員の期末手当分が56万2,000円減で予算計上しているという内容でございます。

3点目が、職員体制のところ、説明しましたけれども、常勤職員3名と、会計年度任用職員2名、5人体制で事務を執行する。次の第6号議案で説明しますが、第6号議案の中には、会計年度任用職員1名を雇用する、それ以外にももちろん看護師や、日曜日に出ただけの会計年度任用職員もいますけれども、通常の日常業務の事務的補助をしていただいている職員さんも含めて、常勤職員3名、非常勤職員である会計年度任用職員3名の6人体制、それ以外に消費生活センターの職員もいますけれども、そういう形でやるということで、特に御指摘の、私自身が令和4年度末をもって定年退職を迎えますので、新年度、令和4年度に入りましたら、早々に理事会でも組合の適正業務に対する適正人員の配置、適正な配置というところの観点から、組合の職員体制の協議に入っていてほしいと、このように考えているところでございます。

そして、し尿処理分担金のところで、南山城村の浄化槽が大幅に増加している原因としまして、特に事務局でも分析していますのは、収集業者あたりにヒアリング調査、聞き取りをしますと、南山城村で道の駅とか、道の駅お茶の京都とか、南山城村の道の駅に隣接するマリオットホテルが昨年オープンされて、その汚泥が搬入されてきたり、またそのホテルの横に診療所ができてあって、そこも昨年はなかったんですけども、令和3年度から初めての浄化槽汚泥の搬入があったりとか、特に大きいのは、月ヶ瀬カントリークラブさんが、収集業者さんに聞くと、運営母体が変わり、収集形態が変わったようで、収集に行く回数が増えたというような情報もいただいておりますが、これら一般家庭の増ではなくて、こういったような大型店舗、また道の駅のようなところの大型合

併浄化槽の増加が、南山城村全体の増になっていると分析をしておるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 一番最後はよく分かりました。人口の少ない中で、ちょっと目立って増えているというところが気になったものですから、その分、負担金など全てに関わってくると思いますが、気にはなるところです。

1つ目のところですか。実費相当ということで、それこそ、まだまだ先になりますけど、会館の建て替えも含めて、今後のときに、基本こちらで集まるというときの金額というんですか。ちょっと上狛駅からといったところの部分で、現状とはちょっとずれが出てきてるんじゃないかなというところで、環境施設組合とか、そういったところで整備をしたらいいので、こちらがどうなっているのかなということで、指摘をいたしました。

このままの、現状とはずれがあると思うんですが、金額的な部分で増えるのか減るのか分かりませんが、見直しも含めて、今現状のところの金額では、上狛駅からということで確認いたしましたが、考え方があれば、あとは確認させていただきたいと思いません。

それと、期末手当の減額の部分です。職員体制を1人増える、次の議案でということなんですけど、会計年度任用職員さんを増やすといっても、やっぱり、それが本当に業務のところできちっとフォローできる体制なのかといったところが、今すごく増えている、コロナだけではないと思うんですが、今特にコロナの体制でいろんなことが増えてる中で大丈夫なのかというところがあります。

今後、考えていただけるという話だとは思いますが、もう一度確認したいと思いません。

期末手当の減額は、この予算で出すということなんです。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。3番、西山議員の再質問でございますけども、1点目の旅費の支給の関係につきましては、先ほど申しましたように、条例の適用の部分で、費用弁償の支給をしているところでありまして、具体的に公共交通機関がない、例えば大谷処理場もないわけですけども、それをJR上狛駅までの公共交通機関で払っているというのが現状ですので、今も御指摘がありましたので、関係する一部事務組合の状況も含めて、早急に調査に入らせていただいて、条例改正までしなければいけないのか、運用で変更していくのかも含めて検討いたします。

それから、職員体制につきましては、私が申し上げることではないんですけども、常勤職員の補充というのはお願いしていきたいと思っておりますし、今の業務の状況から見ましても、その辺は会計年度任用職員だけでいいのか、ここは年度変わりますして、新

年度になってから理事会でも十分検討をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

○議長　　ほか、ありませんか。

なければ、質問を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

西山議員。

○西山議員　　議案第5号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今のやり取りの中でもありましたように、期末手当の減額というのがまず1つ問題だと考えております。その中で、今、職員体制も精いっぱい、手いっぱいの中で、実際には休日応急診療所でもPCR検査などが行われており、実際の事務手続が極端に増えている部分もあります。

新年度に向けて、今後の改善を考えていただけるような話ではありますが、やはりこの予算に関しては、そういう問題点があると考え、その部分に対し、反対の意思を表明しまして、反対討論といたしたいと思っております。以上です。

○議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長　　これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についての採決をします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長　　起立多数であります。

よって、議案第5号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について、議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事　　それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。

令和4年2月15日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和4年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,800万円といたしております。

令和4年度末をもって、ふるさと市町村圏振興事業を廃止することに伴い、ふるさと市町村圏基金7億円を構成市町村並びに京都府に返還するため、前年度比較では、7億130万円と大幅な増加となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入では、財産収入は7,000円、休日応急診療所収入は2,307万7,000円、国庫支出金は34万1,000円、繰入金は7億456万3,000円、繰越金は1万円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出では、振興費で、ふるさと市町村圏振興事業基金7億円の返還や、事業の経費で7億457万1,000円、衛生費で、休日応急診療所の運営経費として2,342万9,000円を計上いたしております。

以上で、令和4年度特別会計予算の概要を申し上げます。提案説明といたします。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、御審議の上、原案どおり御可決賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明がありました。

補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。

それでは、議案第6号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきましての補足説明を申し上げます。

特別会計におきましても、一般会計と同じく、予算附属資料をもちまして、歳出から説明申し上げますので、予算附属資料の14ページをお開き願います。

なお、予算書につきましても、8ページからとなっております。

それでは、予算附属資料14ページの、振興費、振興費、振興総務費の、ふるさと市町村圏振興事業運営経費といたしまして7億139万7,000円の計上でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、令和4年度末をもちまして、ふるさと市町村圏振興事業を廃止し、基金7億円を平成4年、5年度に設置した際の構成市町村出資金及び京都府補助金の額と同額を、令和5年3月末に返還するための償還金と、組合の名称を、相楽郡広域事務組合から、相楽広域行政組合、仮称でございます。と、変更する予定でございます。その組合名称の変更等に伴います備品購入費及び、ふるさと市町村圏振興事業がちょうど30年を迎えますので、30周年のあゆみを作成する経費とい

たしまして、それらの経費を計上いたしております。

次に、15ページに移っていただきまして、振興費、振興費、事業費の、ふるさと市町村圏振興事業経費といたしまして、317万4,000円の計上で、前年度より277万8,000円の減額でございます。

前年度と同様、ホームページの管理運営経費に17万4,000円、それと第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画に基づき実施いたします「お茶の京都」事業に対しまして、5市町村への交付金300万円を計上し、予算は計上しておりませんが、コロナの状況でどうか分かりませんが、「第30回記念相楽の文化を創るつどい」を開催する予定としているところでございます。

右側の16ページにつきましては、衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして2,279万2,000円の計上で、前年度より239万4,000円の増額でございます。増額の主な要因でございますけれども、新型コロナウイルス感染症に係ります看護師への、先ほどの条例でありました、特殊勤務手当の創設や、PCR検査の委託料の増に伴います予算化、そしてマイナンバーカードで健康保険証を利用していただくと、これに対応した諸経費の増などでございます。

休日応急診療所は、令和4年6月で創立10周年を迎えます。コロナ禍で状況によっては開催ができない場合もございますが、相楽医師会の御協力を得て、10周年記念事業を計画する予定でございます。

休日応急診療所運営経費は、日曜日・祝祭日、年末年始、年間70日間の通常診療に加えまして、先ほどからも申し上げておりますとおり、相楽医師会や山城南保健所からの要請により設置いたしております。相楽発熱外来におけます会計年度任用職員の報酬、そして医師、薬剤師の報償費、医薬材料費、PCR検査委託料、医師会、薬剤師会への委託料等を、ここで予算計上させていただいております。

特に、特記事項の欄にも記載しておりますが、当診療所は、新型コロナウイルス感染症に係ります外来診療といたしまして、令和2年11月から、診療・検査医療機関とし、京都府から指定を受けまして、発熱患者の診察、そして検査の必要な方に対しましては、医師の判断でPCR検査や抗原定性検査を実施する発熱外来と一般診療を兼ね備えた形でやっております。医師会、薬剤師会の協力のもと、山城南保健所、京都山城総合医療センターと連携の上、円滑かつ効果的に対応し、今後とも地域医療に貢献できる診療所運営を目指してまいります。

また、令和3年12月からは、コロナ検査が増えてきたこと等の要因から、当日電話予約制とさせていただいておりますが、特に1月中旬からは検査希望の問い合わせが殺到し、急増しております。精いっぱいやっておりますが、対応できないケースも増えてきているのが現状でございます。

次に、17ページに移っていただきまして、衛生費、衛生費、休日応急診療所予備費の、休日応急診療所運営での予備費を含めまして、63万7,000円計上で、含めまして、以上、歳出合計で7億2,800万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は予算書の6ページをお願いいたします。

予算書6ページの第1款、財産収入につきましては、7,000円を計上いたしております。昨年と比較しまして、161万7,000円の大きな減でございますが、前年度まではJA京都やましろ農協木津支店の3年定期預金、利率0.145%で預託しておりましたが、令和4年3月29日で満期を迎えます。令和4年度末をもって、基金7億円を廃止し、返還する予定でございますので、令和4年度は普通預金で管理をするために、大幅な預金利子の減収となっているものでございます。

次の、第2款、休日応急診療所収入、第1項、診療報酬収入につきましては、新型コロナの影響が不透明な状況ではございますが、令和3年度補正予算後の診療報酬収入を見込んで、1,107万円を計上いたしております。

第2項の繰入金につきましては、先の一般会計で説明のとおり、1,200万7,000円の計上でございます。

第3款の国庫支出金でございますが、マイナンバーカードの健康保険証利用対応のオンライン資格確認端末経費の補助率が4分の3に当たります交付金34万1,000円を見込んでいますところでございます。

7ページに移っていただきまして、第4款、繰入金ですが、返還を予定しています基金、元本7億円と、ふるさと市町村圏事業推進のため。余剰分基金の全額であります456万3,000円を合わせまして7億456万3,000円を計上しております。

第5款、繰越金は1万円を見込みまして、第6款、諸収入につきましても、前年度同じ内容でございます。

以上、歳入合計で7億2,800万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の概要でございました。

なお、資料集の36ページに、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の計画期間であります、平成30年度から令和4年度までの5か年の事業計画を、37ページには「お茶の京都」広域観光事業推進交付金を、38～45ページには、相楽休日応急診療所の受診者数の推移等を記載しておりますので、併せて御覧いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

炭本議員。

○炭本議員 炭本です。

予算書の8ページ、そして附属資料の15ページ、そして先ほど御説明いただきました、資料集の37ページの「お茶の京都」のことについて、お聞きしたいと思います。

交付される金額は、令和4年度はこんな形で、木津川市169万円とか、笠置、和東、精華、南山城と書いていますが、令和4年度はどのように、この交付金を使われるのかは分からないんですけれども、令和3年度のときに、ある新聞とかによると、精華町、スイーツか何か、そんな感じで使われているようなことが書かれていましたし、もし分かれば他の市町村においても、どんな感じで交付金が使われて、「お茶の京都」のDMOですから、分かれば結構でございますので、教えていただけたら、ここでしか分からないというか、ほかの市町村の人にしか分からないので、どんな感じが聞きたいと思いました。よろしくお願いします。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。それでは、炭本議員の質問に答えさせていただきます。

「お茶の京都」の交付金の関係で、どのような実績が各市町村あるのかということでございますけれども、ここで明確には言えないんですけれども、「お茶の京都」DMOで、DMOに各市町村がそれぞれ報告書を出されておって、それが一冊にまとまっているものがあると聞いておりますし、うちも「お茶の京都」の交付金を市町村に出すときに、実績報告でどういう事業をされたかというものを出してもらっているんですが、それがDMOの事務局に出されるものと同じようなものをいただいておりますので、戻れば分かりますけれども、そういう「お茶の京都」、DMOの事務局にもそういう情報があるということでございますので、それをまた御確認いただければと思っております。

なお、令和4年度をもって、この交付金自体は終了になるということでございますので、併せて報告させていただきます。

○炭本議員 ありがとうございます。

○議長 ほか、ありませんか。

西山議員。

○西山議員 細かなことで申し訳ないです。確認させていただくのが、附属資料でいうと16ページの休日応急診療所運営経費の中で、事業内容のところの、パルスオキシメーター4台ということを書いてあるんですけれども、コロナで重篤な場合というか、酸素濃度を測ってということ、こちらが備品という形で購入されていると思うんですが、今までに購入されていたのかというのを、記憶にないので、それがどうなっていたのか

というところと、貸出しになるのかとは思いますが、今までの実績とかがあれば、そちらをお願いしたいのと、4台で大丈夫なのかどうかというの、分かりかねるんですが、今回4台という根拠とか、それをお願いいたします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長です。

3番、西山議員の御質問で、附属資料の16ページ、備品購入費のうちのパルスオキシメーター4台購入の件ですけれども、現状、休日応急診療所では2台持っております。そのうち1台が、従来普通、健康な方は98%、99%と出るのがそうなんですけれども、先日も八十何%という、ちょっとこれはという数字が出たようで、それは故障なのか、また修理が可能なのか分かりませんが、そういった形で、代替品の意味で4台購入させていただくということです。貸出しとは今のところ考えておりません。

以上です。予備品という意味です。

○議長 ほかはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第6号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり、慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆様の皆様今後の御健勝、御活躍を御祈念申し上げまして、大変御苦勞さまでした。お疲れさまでした。

(午後 3 時 4 5 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 梅本 章一

会 議 録 署 名 議 員 由本 好史

〃 岡田 勇